

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成27年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会
開 催 日 時	平成27年8月4日(火) 10時00分～11時20分
開 催 場 所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1) 会長の選任について (2) 平成27年度高松市美しいまちづくり賞について
報 告 事 項	高松市景観計画変更(案)について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	杉本 三枝、増田 拓朗、松島 学、渡辺 裕之、 勝浦 敬子、坂本 信孝、橋田 行子、吉岡 和子、 渡邊 裕、小野 裕幸(代理:葛西 剛)、 佐伯 博英、原内 純治、福井 佳子
欠 席 委 員	井上 雅子、馬場 恵美
オブザーバー	—
傍 聴 者	—
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

審議経過及び審議結果
<p>会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。</p> <p>○議 事</p> <p>(1) 会長の選任について 高松市美しいまちづくり審議会規則第3条第1項の規定により会長を選出した。 会長 増田委員 会長は、同条第3項の委員に松島委員を指名した。 会長は、会議を公開するとの確認を行った。</p> <p>(2) 平成27年度高松市美しいまちづくり賞について 平成27年度高松市美しいまちづくり賞募集要領(案)について事務局より説明後、下記の審議経過のとおり議論し、事務局案について了承された。</p> <p>○報告事項 高松市景観計画変更(案)について事務局より説明。</p> <p>○そ の 他 次回の審議会を平成27年11月11日午後1時から開催。</p>

審 議 経 過

(会長)	ただ今「平成27年度高松市美しいまちづくり賞募集要領(案)」についての、事務局から説明について、御意見、御質問等がありますでしょうか。
(委員)	過去の美しいまちづくり賞の応募実績と市民等への周知方法について教えてください。
(事務局)	直近、平成23年度の応募総数は、建築物等が25点、活動等が8件でございます。また、過去の実績につきましては、平成11年度が31点、平成15年度が50点、平成19年度が27点でございます。 周知方法につきましては、広報たかまつや市長定例記者会見、市のホームページなどで行います。また、各関係団体等に対しても、応募についての働き掛けをしていきたいと考えております。
(委員)	本日配布していただいているリーフレット等を作って、いろいろなところに配られるとは思いますが、国交省では、銘板等を設置する等しております。受賞した作品に対する市民へのPR方法について具体策を教えてください。
(事務局)	今回も、作品集を作って市民の方々や関係団体、周辺市町村などに配布し、PRを行う予定としております。また、記者等への資料提供やホームページへの掲載により、広く市民等にPRをしていきたいと考えております。 なお、銘板の設置につきましては、以前は行っておりましたが、平成23年度の表彰から、活動等についても対象としたことから実施しておりません。
(委員)	建築物等だけでも銘板の設置はできませんでしょうか。
(事務局)	今回表彰した建築物等につきましては、銘板の設置は行いませんが、次回以降の表彰については、検討したいと思います。
(委員)	工作物の規模や範囲について教えてください。道路や橋についても対象となっているのか。
(事務局)	工作物の規模については決めていないので、公共施設である道路や橋についても対象となります。
(委員)	公共施設である、橋や道路についても、各団体に応募の働き掛けをお願いしたい。
(事務局)	はい、公共施設の管理者である国や県についても、応募の働き掛けを行うことといたします。また、設計者であるコンサルタント協会等についても働き掛けを検討したいと思います。

	<p>思います。</p>
(委員)	<p>広告物については評価が難しいと思うが、どのようなものが対象となるのか、また、広告物の審査を建築物・工作物と分けて行うことに、何か意図があるのか。</p>
(事務局)	<p>平成26年度から屋外広告物の規制誘導内容を見直し、是正指導を厳格に行うこととしたことから、是正指導と表彰の双方を行うことにより、広告主や屋外広告業者に対し、より一層の啓発が図れるのではと考えております。また、広告物の基準についても具体的には定めていませんので、委員の皆様に、御判断いただければと思います。</p>
(委員)	<p>参考までに教えていただきたいのですが、副賞は何でしょうか。</p>
(事務局)	<p>今回は、香川漆器、蒟醬（きんま）の飾り鉢を副賞として授与しましたので、同様な物で考えております。</p>
(会長)	<p>多数の応募があればいいと思いますので、周知の方法をしっかりと事務局で検討していただきたいと思います。</p>